

兵庫地方最低賃金審議会

第2回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会

日時：令和7年8月28日（木）15:00～

場所：兵庫労働局 16階第3共用会議室

部 会 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

（2）その他

3 閉 会

(案)

令和7年8月28日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子
回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 山口隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通
信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託
された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県電子部品・デバイス・
電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金につ
いて改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
清田美夏
庭本佳子
山口隆英

労働者代表委員
末道辰也
堀井説也
松石剛啓

使用者代表委員
榮永 悟
松岡直哉
脇坂 岳

(案)

令和7年8月28日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和 7 年 8 月 28 日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。